日本呼吸器外科学会評議員資格審査のための業績基準

１）過去１０年間（ただし新規申請者に限り，育児休業期間，産前・産後休業期間，病気休業期間，地域医療勤務期間および他の事由による休業期間，海外留学期間，非常勤勤務期間など 5 年を上限に延長することが可能である。海外留学を理由に延長する場合、延長期間中に認められる業績は本学会学術集会参加のみとし、論文業績・学会発表はみとめない。

なお、当該期間を証明できる書類の提出が必須である。註 10）に下記のイ）ロ）およびハ）の業績を合算して３５点以上を有すること。

イ）本会（セミナーを含む）および呼吸器外科学と関係の深い内外学術団体の主催する全国規模の学術集会における筆頭者としての発表。

ロ）それら団体の機関誌またはこれに準ずる学術刊行物に掲載した筆頭者としての論文。

ハ）学術図書における呼吸器外科に関する著作の著者および分担執筆の筆頭者。

註１．イ）ロ）およびハ）に掲げる業績はその内容が呼吸器外科学に関するものであり，かつ本人がその内容に関して学術討論に耐えるものであることを要する。

註２．関係の深い国内学術団体としては，日本医学会，日本外科学会，日本胸部外科学会，日本呼吸器学会，日本肺癌学会，日本気管食道科学会，日本呼吸器内視鏡学会，日本結核病学会，日本臨床外科学会，日本循環器学会，日本人工臓器学会，日本移植学会，日本癌学会，日本癌治療学会，日本肺および心肺移植研究会，日本胸腺研究会，日本気胸・嚢胞性肺疾患学会，などとし，その選定は委員会の判断によるものとする。ただし，関西胸部外科学会などの地方会，県医師会，日本呼吸器外科医会冬季学術集会，胸骨正中経路による肺癌手術談話会，などは含まない。

註３．機関誌に準ずる国内学術刊行物としては，胸部外科，肺と心，呼吸と循環，Annals of Thoracic and Cardio-vascular Surgery，手術，癌と化学療法，査読のある大学雑誌などとし，その選定は委員会の判断によるものとする。ただし，病院・センター・施設の雑誌，地方会誌，県医師会誌，看護関係の雑誌，科学研究費報告書などは含まない。看護関係の学術図書は，ハ）に含まない。

註４．発表，論文は呼吸器外科に関するもので，食道・心臓に関するものは含まない。

註５．シンポジウムなど発表とそのプロシーディングはいずれか一方を評価する。

註６．まったく同一のタイトル・内容の発表は一方のみを評価する。欧文と和文で同一内容の論文は一方のみを評価する。

註７．内容の審査のために，演題，抄録複写，論文別刷，などを添付して申請する。

註８．イ）は各１点，ロ）ハ）は各２点とする。但し、2025 年の申請より呼吸器外科学会雑誌では、原著を 4 点、症例報告を 2 点とする。

註９．更新の場合は，イ）ロ）ハ）の学術集会および論文の共同演者および共著者にも筆頭者と同じ点数を与える。

業績の基準には海外学会・雑誌も含むこととし，選定は委員会の判断によるものとする。

註 10．休業期間，海外留学期間，非常勤勤務期間などについては当該期間を証明できる書類提出を必須とする。提出書類としては、産前・産後休暇証明書、療養証明書、海外留学証明書などとする。また、全ての提出書類には発行する勤務先や医療機関の公印があるものとする。期間については委員会が認めた期間とする。

２）新規申請，更新申請においてはそれぞれ下記のニ），ホ）の業績を必須とする。また更新申請においては下記のヘ）を業績として加算する。

ニ）新規申請においては過去 10 年間（註 10 にて認められる者は 15 年間を上限とする）で本学会学術集会出席 5 回以上を必須とする。

ホ）更新申請においては過去 10 年間で本学会学術集会出席 5 回以上及び本学会評議員会出席 5 回以上を必須とする。（委任状による出席は更新条件としてカウントしない。）

ヘ）更新申請においては本学会学術集会での座長・司会を業績として加算する。

註 11. 更新申請における本学会学術集会出席，本学会での座長・司会，本学会評議員会出席は各 0.5 点とする。

3）学会発表・論文業績における研究不正行為(捏造、剽窃、二重発表等)が認められた場合は，審査対象としない。

日本呼吸器外科学会評議員資格審査のための業績基準　簡略表

	新規	点数	**更新**	点数
本学会学術集会出席	出席		出席	0.5
本学会学術集会座長，司会			座長，司会	0.5
本学会評議員会出席			出席	0.5
学術集会発表	筆頭者	1	筆頭者，共同演者	1
機関紙　(原著/症例報告)	筆頭者	4/2	筆頭者，共著者	4/2
機関紙に準ずる雑誌	筆頭者	2	筆頭者，共著者	2
著作	著者，分担筆頭者	2	著者，共著者	2
必要点数		35		35

※本学会学術集会および本学会評議員会の参加証の再発行は出来ませんので必ず保管して下さい。また，領収書など参加証以外の書類は無効ですのでご注意ください。

① 新規において学術集会出席5回が必須。更新については学術集会出席5回と評議員会出席5回が必須。

② 更新において学術集会出席0.5点，座長0.5点，司会0.5点の加点は，プログラムや参加証などで確認できれば加点する。ただし，確認できない場合（領収書など）は不可。